

保医発0921第2号
平成28年9月21日

地方厚生（支）局医療課長 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

「保険医療機関におけるコンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品の販売
について」（平成27年6月16日付け保医発0616第7号）の一部改正について

健康保険事業の健全な運営につきましては、平素より格段のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、「保険医療機関におけるコンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品の販売について（平成27年6月16日付け保医発0616第7号）」（以下、「当該通知」という。）により保険医療機関においてコンタクトレンズ等を交付するにあたっての取扱いを示したところではありますが、平成28年度診療報酬改定において、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成28年3月4日付け保医発0304第2号）の別添2の様式30により、コンタクトレンズの自施設交付割合の記載欄を設けたことから下記のとおり一部を改めるので、貴管内関係団体への周知徹底を図るようによりしく願います。

記

当該通知の記の3を削除する。